

第5回「地方公共団体における統計データ利活用表彰」実施要領

1 目的

第5回「地方公共団体における統計データ利活用表彰」は、客観的な統計データに基づく的確かつ効率的な行政運営を促進する観点から、統計データを活用した優れた取組を進める地方公共団体に対する表彰を行い、地方公共団体における統計データの利活用を推進することを目的とする。

2 対象となる取組

地方公共団体における統計データを活用した行政施策の立案、行政サービス改善の取組、行政課題解決のための取組、人材育成の取組等、統計データの利活用推進に資する取組を対象とする。

【参考事例】

- ・各種統計調査や独自アンケート調査の分析結果を活用した行政施策の立案（人口減少対策、雇用創出策、定住・移住対策等）
- ・行政が持つデータの分析結果を活用した課題解決に向けた取組（特定健診データやレセプトデータの分析結果を活用した医療・福祉分野での課題解決等）
- ・統計 GIS を活用した防災計画など各種計画等の策定
- ・経済波及効果分析ツールや統計 GIS の開発・提供
- ・証拠に基づく政策立案（EBPM）の実践やデータサイエンススキルの向上のための研修
- ・統計教育の取組（新たな学習指導要領に沿った統計的思考の普及啓発、出前授業の積極的実施）

《留意点》

- ・地方公共団体とは普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。
- ・統計データとは、公的統計※データのほか、業務上の収集データをいう。
※公的統計とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等が作成した統計をいう。
- ・実施段階（計画等を含む。）まで進めている取組を対象とする。
- ・他の地方公共団体、大学又は企業と共同で行っている取組、分析等の一部事務を外部委託している取組を含む。ただし、地方公共団体が主体となって進めている取組とする。
- ・過去において、本表彰へ応募した取組の中で現在も継続中のものは対象とする。ただし、入賞した取組は対象外とする。

3 入賞

- (1) 総務大臣賞
- (2) 統計局長賞

※その他総務省統計局長が必要と認めた場合は、特別賞を授与する。

4 選定方法

(1) 都道府県における推薦

都道府県統計主管課は、都道府県の取組及び市区町村の取組を総務省に推薦する。なお、推薦に当たっては、上記「2 対象となる取組」に該当することを確認する。

※推薦件数に上限は設けないこととする。

(2) 第1次審査

総務省は、各都道府県から推薦された取組から、10件程度を選定する。

(3) 第2次審査

有識者による審査を行い、第1次審査において選定された取組から、5件程度を選定する。

(4) 最終審査

第2次審査において選定された取組から総務大臣賞、統計局長賞等を選定する。

5 審査員

(1) 第1次審査及び第2次審査

総務省統計局長が指名した者が審査を行う。

(2) 最終審査

総務大臣及び総務省統計局長が審査を行う。

6 審査基準

以下の審査基準に基づいて審査を行う。

| 審査項目 | 審査のポイント |
|------------|--|
| ①活用手法の有効性 | 統計データの有用な分析や見せ方の工夫がされているか。 |
| ②活用データの適切性 | 目的に合った統計データの整備・活用がされているか。 |
| ③取組の効果 | 施策や行政サービスに反映した結果、具体的にどのような効果が現われているか。 (これから施策等に反映予定の場合は、具体的にどのような効果が期待されるか) |
| ④継続性・発展性 | 将来にわたって継続的に実施することができるとともに、将来の更なる発展が期待できるものであるか。 |
| ⑤汎用性 | 他の団体にとっても参考となる取組であるか。 |
| ⑥独自性・先進性 | 他に例がない特有の取組又は他より進んだ取組であるか。 |

7 推薦手続

(1) 都道府県は、推薦に際し、上記「2 対象となる取組」に該当することを確認した都道府県又は市区町村の取組を所定の様式（別記様式）で総務省へ提出すること。

なお、書類の提出方法は電子メールとする。

(2) 提出書類には、取組の名称、取組の概要（取組の背景、目的、効果・成果等）等を記載し、取組の内容が分かる資料を参考として添付すること。

8 表彰方法

受賞団体は「統計の日」（10月18日）に決定し、報道発表を行う。表彰は後日開催予定の表彰式において行う。

9 スケジュール

令和2年 6月上旬：総務省から都道府県への推薦依頼
7月31日：都道府県から総務省への推薦書類の提出期限
8月上旬：第1次審査
9月～10月上旬：第2次審査、最終審査
10月18日：受賞団体決定
11月：表彰式（予定）

10 広報媒体での紹介

提出された取組は、総務省統計局統計データ利活用センターの地方公共団体のためのデータ利活用支援サイト「Data StaRt」に掲載するとともに、総務省及び総務省統計局のホームページ等の広報媒体で紹介する等、統計データ利活用推進に資するための取組に活用することがある。

11 事務局

この表彰に関する事務は、統計局統計データ利活用センターにおいて行う。

12 その他

その他この表彰に必要な事項は、事務局が別に定める。